

7-1 経済的権利の概要 <基礎編>

経済的権利にはどのようなものがあるだろうか？

自由権としての権利

日本国憲法は、経済的自由権として、**居住・移転**および**職業選択の自由**、**外国移住・国籍離脱の自由**（22条）と、**財産権**（29条）の2つを保障している。

居住・移転・職業選択の自由は、前近代の社会における厳格な**身分制**を否定するものである。前近代の社会においては、身分と職業は強く結びついていた。そのため例えば農民に生まれた者は、他に優れた能力があってもその能力を生かす職業につくことは原則として不可能であり、生まれた村をほとんど出ないまま一生を終えることも珍しくなかった。このような社会のあり方を否定し、すべての人間が自分の能力を生かして、各人が職業労働を通して社会に貢献できるようにするというのが、居住・移転・職業選択の自由のねらいである。

財産権は、各人が労働の成果として獲得した財産を権力者によって奪われないことを主眼とする権利である。かつて前近代の社会においては、権力者の勝手な判断で重税を課されるようなことがあった。財産権はそのような権力者の横暴から各人の財産を保全することがねらいである。

もともと憲法は、経済的自由権には「**公共の福祉**」による制限があることを明示しており、他の人権との衝突が起きる場面では経済的自由権が制限を受けることがある。

社会権としての権利

経済的な場面に関連する社会権として、日本国憲法は**生存権**と**労働基本権**を定めている。

生存権（25条）は、国民が人間らしい最低限度の生活ができるように政府に必要な措置を求めることができる権利である。また労働基本権（27・28条）は、雇用されて働いている労働者が人間らしい職場で安全に労働できるように必要な待遇を政府や企業に対して求めることができる権利である。

新しい人権たる権利

経済的な場面に関連する「新しい人権」として、**環境権**をあげることができる。人間らしい生活ができるためには、整った生活環境が必要である。環境権はそのような環境の実現を求める権利である。